

市民相談日程表（1月分）

鎌倉市役所 TEL 23-3000（代表）平日8:30~17:00

相談名称	相談内容	相談日時		相談場所	相談担当者	申込方法	担当窓口	
行政相談	国の行政等についての相談	今月はありません			行政相談委員	随時	暮らしと福祉の 相談窓口 61-3864	
法律相談	法律的な問題（相続、借家、借地等）についての相談 問題解決のきっかけとしていただくことから、同一案件での相談は1回限りとなります。	9 16 23 30 金	09:00~16:00	市役所 ※ 深沢支所 大船支所 腰越支所 玉縄支所	弁護士	予約制 ・相談日の1週間前から受付 ・受付日が祝・休日に当たる場合は、その前開庁日から受付 ※は、面談・電話の選択可		
		13 27 火						
		20 火	17:30~20:00					
		7 水	10:00~16:00					
		14 水	10:00~16:00					
		21 水	10:00~16:00					
		28 水	10:00~16:00					
		女性を対象とした法律的な問題についての相談	15 木					
税務相談	土地の売買、相続、贈与等の税金についての相談	14 水	09:00~16:00	市役所 ※	税理士			
司法書士相談	土地の売買、相続等に伴う登記、成年後見制度等の手続きについての相談	20 火	09:00~16:00	市役所 ※	司法書士			
行政書士相談	遺言書、遺産分割協議書等の書類作成の支援、契約書類の作成等についての相談	28 水	13:00~16:00	市役所 ※	行政書士			
不動産相談	不動産についての相談	8 木	14:00~16:00	市役所 ※	専門の相談員			
マンション管理相談	マンション管理（マンションの修繕や管理規約の改正、理事会運営等）についての相談	今月はありません			マンション管理士			
建築の紛争予防等に関する相談	建築及び開発行為に係る紛争の予防及び調整についての相談	26 月	09:00~16:00	市役所 ※	建築等紛争相談員	予約制		
おくやみコーナー	ご家族などを亡くされた後の手続きの相談	月 ~ 金	09:00~15:40	市役所	職員	予約制	おくやみコーナー 61-3833	
消費生活相談	消費生活（商品やサービスの契約トラブル等）についての相談	月 ~ 金	09:30~16:00	消費生活センター (市役所)	消費生活相談員	随時	消費生活センター 24-0077	
女性相談	女性の生き方や家庭、地域、職場等で女性が持つ悩みについての相談	月 ~ 金	10:00~13:00 14:00~16:30	市役所	女性相談員	面談は予約制	地域共生課 23-9311 (相談専用)	
人権相談	人権に関する悩みごとについての相談	6 20 火	13:00~16:00	市役所	人権擁護委員	予約制	地域共生課 61-3870	

◆◆◆◆◆日程や内容は変更になる場合があります。お問い合わせは各相談の担当窓口までお願いします。◆◆◆◆◆